

# 2012年夏季ボーナスの見通し

経済調査部エコノミスト

風間春香

03-3591-1418

haruka.kazama@mizuho-ri.co.jp

- 2012年夏の一人当たりボーナス支給額（民間企業）は前年比▲0.8%と2年連続で減少する見通し。円高の進行や海外経済の減速などを背景に2011年度下期の企業収益が悪化したことが主因。
- 公務員のボーナスは、公務員給与を削減する特例法案（2012年2月）の成立により、国家公務員を中心に減少する見込み。
- 足元の企業収益は緩やかに改善しているが、春闘時に年間のボーナス支給額を妥結する企業も多いことなどから、2012年冬のボーナスにおいても本格的な回復は展望し難い状況。

## 1. 民間企業の一人当たりボーナス支給額は前年比▲0.8%と2年連続の減少

みずほ総合研究所では、2012年夏の民間企業の一人当たりボーナス支給額を前年比▲0.8%と予測している（図表1、2）。夏のボーナスとしては2年連続の減少であり、昨年と同程度のマイナス幅になると予想する。以下では、予測の背景を確認していこう。

今夏のボーナスを取り巻く環境は引き続き厳しい。日銀短観（2012年3月調査、全規模・全産業）によると、2011年度の経常利益は上期（同▲4.9%）に続き、下期（同▲14.0%）も減益が見込まれている。業種別にみると、非製造業に比べて製造業の落ち込みが大きい。東日本大震災直後の経済活動の落ち込みからは回復したものの、①円高の進行、②海外経済の減速、③タイの洪水による生産減、④地デジ移行後の薄型テレビの販売不振などが業績の回復を阻んでいる。年度下期の企業収益と関係の

図表1 夏季ボーナスの見通し

年	1人当たり賞与額(円)				賞与総額(10億円)					
	民間企業		公務員		民間企業		公務員		合計	
	前年比(%)		前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	
2009	363,104	▲ 9.8	684,185	▲ 10.5	12,939	▲ 12.6	2,145	▲ 12.1	15,084	▲ 12.5
2010	367,178	1.0	678,760	▲ 0.8	13,263	2.5	2,096	▲ 2.3	15,359	1.8
2011	364,252	▲ 0.9	660,770	▲ 2.7	13,114	▲ 1.1	2,027	▲ 3.3	15,141	▲ 1.4
2012	361,312	▲ 0.8	651,349	▲ 1.4	13,089	▲ 0.2	1,981	▲ 2.2	15,071	▲ 0.5

(注) 1. 民間企業は従業員規模5人以上ベース。

2. 1人当たり賞与額は、賞与支給事業所の全常用労働者1人当たり平均賞与支給額。

3. 公務員は、林野事業など現業を除くベース。

4. 民間企業はパートを含むベース、公務員は非常勤の労働者を含まないベースのため、賞与水準の比較はできない。

5. 2012年はみずほ総合研究所の予測。

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計」、人事院「人事院勧告」などより、みずほ総合研究所作成

深い今夏の賞与支給月数は、前年を0.01カ月下回る0.99カ月と予想する。

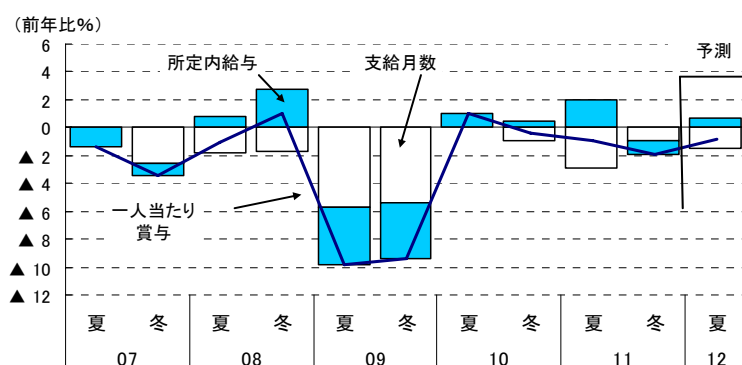
一方、ボーナス算定の基礎となる所定内給与は、足元で持ち直しの兆しがみられる。しかし、2012年度春闘では大半の企業が定期昇給を維持したものの、要求段階でベースアップ（賃金改善）は断念している。とりわけ輸出企業において海外企業との競争激化に対する危機意識が強く、人件費抑制姿勢は根強い模様である。一方、非製造業については、建設業など一部の業種で人手不足に伴い賃金が上昇しているが、全体としては賃金を抑制する傾向が続いている。所定内給与(ボーナスが支給される事業所の労働者の平均)は前年比+0.7%程度にとどまるとみられる。

以上より、今夏の民間企業の一人当たりボーナス支給額は、前年比▲0.8%と2年連続で減少すると予測した。時系列でみると、リーマンショック後に大きく落ち込んだ2009年夏（36.3万円）を下回る過去最低水準（36.1万円）になるとみられる。なお、支給対象者数は前年より増加するため、民間の支給総額は前年比▲0.2%と予測している。

## 2. 公務員のボーナスは国家公務員を中心に減少

一方、公務員（国+地方）の一人当たりボーナスは前年比▲1.4%と予測している。国家公務員は前年比10%超の大幅な減少となる見通しである。支給月数は1.90カ月（年度ベースでは3.95カ月）で2011年度から据え置かれるが、月例給与は0.23%引き下げられる（2011年度人事院勧告による）。加えて、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（2012年2月）の成立により、①ボーナス一律▲9.77%の削減、②2011年度に実施されなかった人事院勧告分の減額調整（2011年4月～2012年2月までの較差相当分）が行われるためである。また、当法案には地方公務員のボーナスについて「自主的かつ適切な対応」を自治体に求めるとの記載があるが、どの程度削減の動きが広がるか不透明であるため、人事院勧告の引き下げ分のみ反映している。支給対象者数も前年より減少することから、公務員の支給総額は前年比▲2.2%となる見通しである。

図表2 民間ボーナス(一人当たり)支給額の推移



(注)所定内給与は賞与/支給月数で算出。支給月数は所定内給与に対する月数。  
ただし各事業所を単純平均した支給月数による試算。  
(資料)厚生労働省「毎月勤労統計」などよりみずほ総合研究所作成

### 3. ボーナス回復には時間を要する見込み

以上を踏まえると、民間と公務員を合わせた支給総額は前年比▲0.5%と2年連続の減少が見込まれる。なお、2012年冬のボーナスを展望すると、足元の企業収益は緩やかに改善しているとみられるが、大企業の多くは春闘時に年間のボーナスを妥結する（夏冬型）ため、冬季賞与への反映は限られよう。また、公務員についても特例法案の実施が2013年度まで続くことから、ボーナスの回復には時間を要するとみられる。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。